

8月1日
から

保険証などが 新しくなります

高齢者医療の自己負担割合は、被保険者自身やその世帯の所得などに応じて、後期高齢者（75歳以上）が「3割」または「1割」、前期高齢者（70～74歳）が「3割」または「2割」と、被保険者ごとに異なります。

このため、毎年、所得が確定するこの時期に、保険証や受給者証などの更新が行われます。現在ご利用の保険証や受給者証などの有効期限を、今一度、ご確認ください。

後期高齢者医療制度

▶新しい保険証を郵送

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の加入者に、8月1日から使用する新しい保険証を7月中旬に簡易書留で郵送します。



被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広城 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和4年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和4年7月31日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	令和4年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	
氏名	広城 太郎	性別 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
一部負担金の割合	〇割	
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合	

▶保険料額決定(変更)通知書を郵送

令和2年中の所得額が確定したことにより、令和3年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。

保険料額決定(変更)通知書を7月中旬に郵送（6月以降に被保険者になった人には、8月以降に順次送付）します。同通知書には、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、個人ごとに決められます。今年度の保険料の算定は次のとおりです。なお、均等割額は、世帯の所得や被保険者数などで、2～7割軽減されます。

保険料 限度額64万円 (年額)	=	均等割額 44,411円	+	所得割額 所得×所得割率8.55%
所得＝総所得金額－43万円(基礎控除額)				

▶確定申告期限の延長期間に申告された人へ

毎年7月中旬に、8月から使用する新しい保険証や新年度の保険料額決定(変更)通知書を郵送していますが、確定申告期限の延長期間に申告された人は、保険証に記載のある負担割合（1割、3割）の判定や保険料の計算に必要な所得情報が、作成時に間に合わない可能性があります。その場合は所得情報がない状態で作成された保険証や保険料額決定(変更)通知書を一旦送付するため、後日、保険証の差し替えや保険料の変更が発生する可能性があります。

また、保険料を変更した場合、今まで特別徴収（年金からの天引き）で納付していた人は、普通徴収での納付に切り替わることがあります。



問合せ/国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

国民健康保険

▶新しい保険証を郵送

市は、国民健康保険加入者に、8月1日から使用する新しい保険証を7月中旬に簡易書留で世帯主宛に郵送します。

なお、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、保険証には世帯主の氏名が記載されます。

有効期限は、原則、8月1日から令和4年7月31日までです。ただし、年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する人や、70歳に達する人は、有効期限が通常よりも短くなります。

また、国民健康保険料の未納がある場合、保険証が更新されませんので、必ず納付期限までにお支払いください。

▶70歳～74歳の加入者には「保険証兼高齢受給者証」

70歳から74歳までの国民健康保険加入者には、今回の保険証更新に合わせて、「保険証」と「高齢受給者証」が一体化した「保険証兼高齢受給者証」を送付します。

医療費の負担割合などは新しい保険証に記載されますので、8月1日以降に医療機関を受診する際は、今回送付する「保険証兼高齢受給者証」をお使いください。

岐阜県国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限	令和4年7月31日
	発効期日	令和3年8月1日
記号番号	99999999	(枝番) 見本
氏名	行政 太郎	
生年月日	昭和23年1月18日	性別 男
適用開始年月日	平成20年4月11日	
交付年月日	令和3年8月1日	負担割合 2割
世帯主氏名	行政 太郎	
住所	岐阜県行政市行政町1丁目10番地 行政マンション1号室	
保険者番号	219999	交付姓名 大垣市

▶限度額適用認定証などの更新手続き

8月1日～

限度額適用認定証は、医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなるもので、現在お持ちの認定証は、7月31日で有効期限が切れます。

引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、保険証・現在の認定証・マイナンバーが分かるものを持参し、国保医療課や各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

入院時食事代（1食460円）が減額される標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。限度額適用認定証と同様に更新手続きをしてください。

なお、保険料の未納がある場合は更新することができません。



問合せ/国保医療課 国民健康保険グループ (☎47-8132)

市老人医療費助成(垣老)

▶71～74歳対象者に更新申請書などを郵送

市は、市老人医療費助成制度(垣老)の71～74歳対象者に新しい受給者証交付のための更新申請書を7月20日頃に郵送します。

対象となるのは、高齢受給者証の負担割合が「2割」の人です。更新の手続きは、ご加入の保険によって異なります。

◆大垣市国民健康保険に加入の人

受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。

◆健康保険協会、共済組合など大垣市国民健康保険以外に加入の人

更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、健康保険証と高齢受給者証のコピーを添付して、同封の返信用封筒で返信してください。市老人医療費助成制度(垣老)の受給者証は、高齢受給者証のコピーで負担割合を確認後、郵送します。

※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください

問合せ/国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)